

財務省関税局監視課 御中

(社) 日本船主協会

**海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の
早期化、詳細化及び電子化に関する意見について**

平素は当協会の活動等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 11 月 9 日付掲題に関する意見募集につきまして、下記のとおり当協会意見を提出させていただきますので、ご高配くださるようお願い申し上げます。

記

1. 報告期限の基準について

船積港の出港 24 時間前を報告期限の基準としている点について、リスク判定前の積載等によるオペレーション上の混乱回避のため、また、国際的な基準である「国際貿易の安全確保及び円滑化のための世界税関機構（WCO）基準の枠組み」において海上コンテナ貨物に係る事前貨物情報については船積前に入手することの重要性が謳われていることから、法律上の規定は他の同制度導入国と同様に船積 24 時間前としていただきたい。

2. 船卸しの一時停止について

船卸し（荷揚げ）一時停止の通知では、危険な貨物を積載した本船がわが国に入港する可能性が排除されずセキュリティーの十分な確保が出来ないため、また、積載可否の最終的な判断は船社が行うこととなるため、法律上の規定は他の同制度導入国と同様に船積み禁止としていただきたい。

3. 近隣諸国への緩和措置について

近隣諸国からの輸入貨物については、現行制度において航行日数・時間やその他事情を勘案して緩和措置が設けられている実態等を踏まえ、現実的に対応可能なものとするよう緩和措置を設けていただきたい。

名称 : 社団法人 日本船主協会
住所 : 東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 4 号
連絡先 : 企画部（担当：大森）
TEL 03-3264-7176
FAX 03-5226-9166
e-mail bc-div@jsanet.or.jp

以上